

【資料１ 避難所運営のチェックリスト】

〈避難所開設のチェックリスト〉

項 目	主な対応内容
☐ １．避難所の開設・点検 (P5)	施設の安全確認など
☐ ２．避難所準備組織の立ち上げ (P6)	応急的な避難所運営組織の中心人物を選出
☐ ３．避難スペースの確保 (P6)	施設管理者と協議し、利用する部分を明確にする
☐ ４．避難者名簿の作成 (P6)	世帯ごとに避難者名簿を記入
☐ ５．居住区の編成 (P6)	世帯を基本単位に居住区（居住グループ）を編成
☐ ６．設備、備蓄品の確認 (P7)	避難所運営に必要な設備、備蓄品を確認
☐ ７．市災害対策本部への連絡 (P7)	避難所の開設と状況を市災害対策本部へ連絡
☐ ８．本格的な避難所運営本部の設置、避難所運営本部構成員の選出 (P8-10)	本格的な避難所運営の中心人物を選出、活動班の設置

〈各活動班における業務のチェックリスト〉

総務班の業務 (P12-P20)	避難者管理班の業務 (P21-P23)
☐ １．避難所運営本部会議の事務局 ☐ ２．避難所運営記録簿の作成 ☐ ３．避難所の空間配置 ☐ ４．避難所生活ルールの作成 ☐ ５．定期的な場所移動の計画作成・実施 ☐ ６．避難者の状況把握 ☐ ７．地域との連携（在宅避難者組織との連携） ☐ ８．遺体への対応	☐ １．避難者名簿の管理 ☐ ２．問い合わせへの対応 ☐ ３．取材への対応 ☐ ４．郵便物・宅急便の取り次ぎ
情報班の業務 (P24-P27)	食料・物資班の業務 (P28-P32)
☐ １．避難所内外の情報収集 ☐ ２．避難所内向け情報発信 ☐ ３．行政への情報伝達 ☐ ４．地域の情報拠点	☐ １．食料・物資の調達 ☐ ２．食料・物資の受入 ☐ ３．食料・物資の管理・配給 ☐ ４．炊き出し
施設管理班の業務 (P33-P34)	保健・衛生班の業務 (P35-P42)
☐ １．危険箇所への対応 ☐ ２．防火・防犯 ☐ ３．環境改善等への対応	☐ １．施設内の衛生管理 ☐ ２．ごみへの対応 ☐ ３．風呂の管理 ☐ ４．トイレの対応 ☐ ５．清掃 ☐ ６．ペット ☐ ７．医療・介護活動の支援 ☐ ８．避難者等の健康保持 ☐ ９．遺体への対応 ☐ １０．水の確保・管理
要配慮者支援班の業務 (P43-P47)	
☐ １．要配慮者の支援 ☐ ２．各種支援の要請	
ボランティア班の業務 (P48-P50)	
☐ １．ボランティアの派遣要請 ☐ ２．ボランティアの受入	

トイレ使用上の注意

１ 避難所施設のトイレを使用する場合（水を確保して使用している場合）

- ① トイレトペーパーを使用した場合は、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備付けのゴミ箱に捨ててください。
- ② トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用し、流してください。
- ③ 避難者の皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ④ ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。
手洗いは、手洗い場に備え付けてある水（手洗い用）を使用してください。
使用にあたっては、節水を心がけましょう。
- ⑤ 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。
居住区ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して行いましょう。
水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気付いた人達で協力して水汲みを行いましょう。

２ 簡易組立てトイレを使用する場合

- ① 使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。
- ② トイレを使用する際は、使用していることがわかるよう、入口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- ③ 和式トイレの上板（便器にまたがる部分）は、２人以上乗らないでください。介添えが必要な方は、洋式トイレを使用してください。
- ④ 洋式トイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方など、トイレ利用にあたって配慮を必要とする方が優先的に使用するものですので、それ以外の方は和式トイレを使用してください。
- ⑤ 使用後は、便器のそばにあるレバーをまわして、排泄物をならしてください。
- ⑥ 避難者の皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。
- ⑦ 汲み取り業者の手配が必要なトイレですので、排泄物がたまってきたら、気付いた人が保健・衛生班に報告してください。

・・・など

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、人とペットが気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

- ①ペットは、指定された場所で、必ず、繋いで飼うか、ケージ（オリ）の中で飼ってください。
また、飼い主がわかるよう、ペットに迷子札をつけましょう。
- ②ペットの体や飼育場所は、常に清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないように努めてください。
- ③ペットの苦情や危害の防止に努めてください。
- ④指定された場所で排便させ、必ず後始末を行ってください。
- ⑤餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ノミ及びダニの駆除に努めてください。
- ⑦運動やブラッシングは、必ず指定された場所で行ってください。
- ⑧ペットもストレスを感じていますので、逃さないように注意してください。
- ⑨ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他用具）と当面の餌は、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営本部に相談してください。
- ⑩万が一、他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営本部まで届け出てください。

【資料4：ボランティア活動に参加される方への注意事項】

ボランティア活動に参加される方へ

当避難所内においてボランティア活動を行う場合に、以下の点にご注意くださいますようよろしくお願いします。

- ▼ 事前に社会福祉協議会等において、保険の加入手続きを済ませてください。
 - 当避難所において、災害ボランティアの登録や保険の加入手続きをすることはできません。
- ▼ ボランティア活動記録簿の記入をお願いします。
 - 当避難所においては、ボランティア活動記録簿に記入をしていただきます。
 - 記入後、担当者から依頼内容について詳しく説明しますので、指示に従ってください。
 - また、避難所内では、胸や腕などの見えやすい位置に、必ず当方で用意した（名札・腕章等）を付けてください。
- ▼ 体調管理等には、ご注意をお願いします。
 - ボランティアの皆様には危険な仕事はお願いしませんが、万が一、疑問があれば、作業に取り掛かる前に、担当者に御相談ください。
 - 体調の変化や健康管理には、各自でご注意の上、決して無理をしないようお願いします。
- ▼ 避難者のプライバシー保護に御協力ください。
 - 原則として、依頼された場所での活動をお願いします。避難者の心情に配慮し、居住空間への無断での立ち入りは控えてください。
 - 避難所内の撮影をする場合は、必ず避難者の許可をとってください。
- ▼ 活動終了後は報告してください。
 - 活動が済みましたら、担当者もしくは受付に申し出て確認を受けてください。